

令和 8 年 1 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和8年1月30日（金）午後2時30分から午後4時40分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人	1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
	4 番	武井 茂善	5 番	中川 敦
	6 番	久保 節夫	7 番	松田 和久
	8 番	河西 穂高	9 番	丸山 茂実
	11 番	御子柴清市	12 番	塩原 秀俊
	13 番	田中 悦郎	14 番	細江 弘光
	15 番	塩原 俊昭	16 番	松尾 英志
	17 番	濱 博	18 番	齋藤 勝幸
	19 番	奥原 邦義	20 番	倉科 孝明
	21 番	塩原 至	22 番	古畑 英俊
	23 番	二村 喜子	24 番	上條信太郎
	25 番	山田 久子	26 番	村山さえ子

(2) 推進委員 16人	推1 番	原 弥生	推2 番	小笠原鉄夫
	推3 番	梶原 知子	推4 番	古家 豊和
	推5 番	百瀬 文仁	推7 番	上杉 壽和
	推8 番	石川 克彦	推9 番	横山 竜大
	推10 番	手塚 稔幸	推11 番	中野 浩史
	推12 番	横山 泰治	推13 番	清水 麻未
	推14 番	原口 知明	推16 番	丸山 貴久
	推17 番	太田 稔	推18 番	百瀬 一郎

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人	10 番	矢嶋 壽司		
(2) 推進委員 2人	推6 番	赤羽 武史	推15 番	平林 章司

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件
……………（議案第227号～第230号）
- イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第231号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件
……………（議案第232号～第241号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第242号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件

……………（議案第243号～第246号）

カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件

……………（議案第247号、第248号）

(2) 報告事項

ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

イ 公共事業の施行に伴う届出の件

ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

エ 農地法第4条の規定による届出の件

オ 農地法第5条の規定による届出の件

(3) 協議事項

納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和7年農地賃貸借料に関する情報提供について……………（議案第249号）

(2) 協議事項

令和7年度利用意向調査結果について

(3) 報告事項

ア 農業振興委員会委員長及び同副委員長の互選（結果報告）について

イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
		//	局長補佐	上條 仁
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	木下 麻美
		//	主 事	丸山 裕子
		//	主 事	西森 朋恵

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 12番 塩原 秀俊 委員

14番 細江 弘光 委員

〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めていきます。

 別冊の総会資料を手元に準備願います。

 初めに、議案第227号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程します。

 議案に掲載されている新規就農者について、地元委員の説明を求めます。

 まず、1番、上杉委員。

上杉推進委員 笹賀地区は以前から笹賀営農組合というのがございまして、共同で作業を行っていたものでございます。〇〇に法人として〇〇を立ち上げました。かなりの大規模法人農業、〇〇軒ほどございますが、この〇〇ができることによって、当該地区の担い手が1人増えるという形になりますので、大変期待しているところでございます。

 以上です。

議長 2番、小林委員。

小林農業委員 2番の〇〇さん、年齢は40歳ということで、今回、勤めながら3反歩の田んぼを借りて就農したいということで、いずれは会社を辞めて、規模拡大したいという意欲を感じました。期待しながら頑張るように言っておきました。

議長 それでは、3番、武井委員。

武井農業委員 3番の〇〇さんですけれども、現在、会社に勤めておりますが、退職後は本格的に農業に従事したいということで、入山辺ですので、ブドウ栽培も考えたようですけれども、労力のかからない〇〇に取り組むということで、自宅の前の農地、〇〇のすぐ隣接する農地ですけれども、そこを借りて、苗木はドイツから輸入するというようなことを言っていました。退職後には本格的に収穫できるように今から準備をしたいと。それから、栽培技術につきましては、長野市のほうで先駆者がおるということで、その先生にいろいろ指導を受けながらやっていきたいということで、中間山地における省力栽培ということで、取組は大いに期待しております。

 以上です。

議長 それでは、4番、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 〇〇さんは県外の方で、去年子供が生まれまして、田舎暮らしをしたいということで、友人の方から空き家があるということで移住して来ました。仕事等はリモートでできる仕事をやっておりまして、それでも野菜等作りたいということで、リンゴ園の跡地に野菜や、その後、大豆、麦等をやりたいということで、いろいろ、あと水稻等をやりたいのでとか話がありま

して、空き地がありましたら、ぜひ紹介してくださいということでありました。やる気がある方だと思いましたので、大丈夫かなと思っております。以上です。

議 長 5 番、今井の横山推進委員。

横山推進委員 ○○さんですが、3 年ほど前に今井のほうに奥さんと娘を連れ立って移住して参りました。その後、○○さんという先進農家の方に里子として入りまして、3 年の研修を終えた後、今回独立をしてやるというようなことです。ブドウを中心とした、生食ブドウとして生産するようですし、先日も新たに荒廃地を開拓してブドウ園にしたりと、意欲的にやられておりますので、今後の若手のホープとして期待しておるところでございます。

議 長 続きまして、事務局から議案の説明を求めます。

上條補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、別冊議案資料をそのままご覧ください。
議案第 227 号、1 ページから 9 ページまでとなります。農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件となります。
合計のみ 9 ページで申し上げますので、ご覧ください。
9 ページ、筆数 363 筆、貸付人 217 名、借受人 125 名、権利設定面積 56 万 7,498.47 平米となります。
説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
以降、議案の採択については農業委員を対象に行います。
議案第 227 号について、原案どおり決定することに賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第 228 号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件は委員に関係する案件になりますので、議事参与の制限の規定により演委員には退室を求めます。

(濱農業委員 退席)

議 長 事務局から議案の説明を求めます。

上條補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 10ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積1,105平米となります。
説明は以上です。

議 長 ただいま説明に対しまして委員から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第228号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
濱委員の入室を求めます。

(濱農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第229号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件も委員に関係する案件になりますので、倉科委員には退室を求めます。

(倉科農業委員 退席)

議 長 事務局から説明を求めます。

上條補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 同じく１０ページとなります。
合計のみ申し上げます。
筆数３筆、貸付人２名、借受人１名、権利設定面積６，８８２平米となります。
説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員から意見等を求めます。

〔質問、意見なし〕

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第２２９号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
退室している倉科委員の入室を求めます。

（倉科農業委員 入室）

議 長 続きまして、議案第２３０号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件も委員に関係する案件になりますので、丸山委員には退室を求めます。

（丸山農業委員 退席）

議 長 それでは、事務局から説明を求めます。

上條補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 １０ページとなります。
合計のみ申し上げます。
筆数１筆、貸付人１名、借受人１名、権利設定面積１，７４７平米となります。
説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員から意見等を求めます。

〔質問、意見なし〕

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第230号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
それでは、退室している丸山委員の入室を求めます。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第231号 所有権移転に関する農地利用集積等促進計画要請の件について上程します。
事務局の説明を求めます。

上條補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 11ページをご覧ください。
議案第231号について説明します。
所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について、合計のみ申し上げます。
件数4件、筆数7筆、合計面積1万5,429平米となります。
以上、ご審議お願いします。

議長 ただいまの説明に対しまして委員から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第231号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第232号から241号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、10件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、総会資料に戻っていただいて、1ページをご覧ください。また、併せまして、今日机の上に置いてあります農地法第3条の位置図資料、併せて4条、5条、引き続き農業経営を行っている旨の承認の件に関しても、この位置図資料をまたご覧になりながら説明と審議をお願いいたします。

それでは、1ページ、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第232号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第233号は、隣接する自己所有農地と一体利用のため、所有権を移転するものです。

議案第234号及び235号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

2ページをご覧ください。

2ページ、議案第236号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第237号は、実際の耕作者へ権利移転をするものです。

議案第238号は、新規就農により、所有権を移転するものです。

議案第239号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第240号は、新規就農により、所有権を移転するものです。

議案第241号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

以上10件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。

232号、島立、濱委員。

濱農業委員 申請地は4筆ございますが、地図のほうの丸の中に大体入る位置ですね。この固まりの中に4筆あります。譲渡人の〇〇さん、〇〇県在住ということで、相続はしたのですけれども、こちらにお住まいじゃなくて、なかなか管理ができないということで、譲受人の〇〇さんは、この元の地主の方が本家で、そこから新宅に出て、すぐそばに、この丸の中の左端辺りのところに住宅を建てている方でございます。田んぼのそばの親族のほうへ譲るとということで、去年から〇〇さんに相談を受けておりまして、何とか3条でということで、それは大丈夫じゃないかということでお話をして、今回の申請になったものであります。〇〇さん自体、ちょっと高齢ですから、実際的に仕事ができるかというのはちょっと難しいので、島立の営農組合、それから農作業の受託者組合、ヘルパー組合に一部作業委託ということで営農するということで話がまとまっておりますので、大丈夫じゃな

いかというふうに思います。

以上です。

議 長 続きまして、２３３号、細江委員。

細江農業委員 ２３３号ですけれども、譲渡人の〇〇さんは、高齢により、今まで今度譲受人の〇〇さんが何年にもわたって耕作をしている土地で、周りも〇〇さんの土地ということで、現地を確認したところ、きれいに耕作されているのを確認いたしましたので、問題ないと思います。

議 長 ２３４、２３５号、上杉委員。

上杉推進委員 ２３４号でございます。譲受人は譲渡人の〇〇に当たります。このたび〇〇による所有権移転ですね、特定遺贈により所有権を移転するものでございます。実際の当該農地につきましては、現在でもこの譲受人が耕作をしており、問題ないと思います。

２３５号でございます。譲渡人は現在、〇〇県にお住まいで、もうちょっと戻って来る予定はないということでございます。現在、この農地につきましては、譲受人が受託作業によって行っております。そのまま売買により所有権移転しますが、問題ないと考えております。

議 長 続きまして、２３６号、河西委員。

河西農業委員 特段問題はないと案件だと思います。

議 長 ２３７号、松田委員。

松田農業委員 譲渡人の〇〇さんですけれども、もう高齢で独り暮らしということで、身辺整理を進めているという段階であります。その関係で、譲受人の〇〇さんが耕作しておりますので、贈与という形で、全く問題ないと思います。

以上です。

議 長 続きまして、２３８号、小笠原委員。

小笠原推進委員 新規就農を目指す〇〇さんですが、現在、内装業を営んでおります。年齢は〇〇歳ということで、将来を考えまして、ブドウの栽培をしたいという希望を強く持っていらっしゃる方でございます。今回の農地許可申請の場所は、今、塩尻にお住まいの〇〇さんが持っている土地ですが、昨年まで地元の〇〇に一応耕作を依頼しておりましたけれども、今後のことを考え、今現在、年齢が７１歳でございますが、後継者がいないということで、今回贈与を決めたということでございます。先日圃場の確認をしてまいりましたところ、ちょうど西隣にブドウ栽培者の方が営む農園がありまして、

〇〇さん自体は、許可が下り次第、ブドウの棚を張って準備を進めたいということでございます。特に問題もなく、よろしいかと思います。

議 長 続まして239号、武井委員。

武井農業委員 譲渡人の〇〇さんですけれども、この土地を相続したのですけれども、会社の業務が忙しくて維持管理ができないということで、近所の〇〇さんに贈与で所有権を移転するものです。〇〇さんはこれからブドウ栽培を規模拡大していきたいということでございますので、農地保全の観点からも問題ないと思われます。

以上です。

議 長 240号、倉科委員。

倉科農業委員 今回、〇〇さんが、農地2筆を〇〇さんから贈与によりまして所有権移転を行うものです。場所は丸田地区の〇〇がありまして、そのすぐ北側の集落内の農地です。〇〇さんご自身は近所に居住されておりました、今回、〇〇にお住まいの〇〇さんが相続によりまして所有したものの、管理することが困難であるということで、宅地を購入するに当たりまして、宅地の両側に隣接している農地も併せて管理してほしいと、そういう希望を受けまして、農地のほうは贈与により所有権移転をしたいということでなっております。営農に当たりましては、近所の方から耕運機等の農機具をお借りできるということでお話を伺っておりまして、自家消費の野菜やブルーベリーを作付するということでございますので、特段問題はないのですけれども、この地域もご多分に漏れず猿の被害が非常にある地域ですので、作付作物よく考えるようにということでご指導をさせていただきましたが、地域の農地を守るためにも、ぜひ頑張してほしいと考えております。

以上です。

議 長 続まして、241号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 まず、場所ですけれども、〇〇の〇〇の斜め前ということであります。そして、譲渡人につきましては、〇〇ということでありまして、この会社、縮小するということでもあります。それで、〇〇さんという方は、その〇〇の〇〇をやっておりまして、その〇〇さんに贈与ということでありまして、〇〇さんにつきましては、〇〇に住んでおりまして、機械等は贈与の場所に小屋がございまして、そこに機械等を入れるということでもあります。〇〇さんはほかに山形とか、ほかで作物をやっておりますが、農業経営規模拡大ということで、ちょっといかんせん2万4,000という面積はちょっと多いかなと思うのですけれども、現場を見ると、耕作した、あるような感じもしておりますので、今後ちょっと見ていきたいなと思っております。

以上です。

議 長 　　ただいまの全ての説明に対しまして委員から意見等を求めます。

〔質問、意見なし〕

議 長 　　意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、10件について、一括して集約します。

議案第232号から241号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議 長 　　全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することに決定します。
続きまして、議案第242号 農地法4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程します。
事務局から説明を求めます。

西森主事 　　議長。

議 長 　　西森主事。

西森主事 　　農業委員会事務局、西森です。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。
着座にて失礼いたします。
議案書の5ページをお願いいたします。
議案第242号、転用目的、農業用倉庫です。
以上、こちらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく
お願いいたします。

議 長 　　地元委員の意見を求めます。
今井の横山委員。

横山推進委員 　　〇〇さんですけれども、自宅の裏側というか、自宅の入り口から言うと、家があって、その奥という、多分せんぜ畑みたいな形で利用されていたのかなと思っています。そこで、子、新たに20代の後継者が〇〇家に入りまして、機械等々いろいろな部分の車庫が手狭だということで、新たに造りたいというようなことです。周りに家もありますし、建てることに当たって問題ないと思っています。
以上です。

議 長 それでは、現地確認した委員の意見を求めます。御子柴委員。

御子柴農業委員 今説明していただいたとおりだと思います。何かリンゴ農家をされているということで、倉庫はちょっとなかったようなので、必要じゃないかと思われる。周囲は、先ほどご説明があったとおり住宅と農地が絡んでいて、別段問題はないと思います。
以上です。

議 長 それでは、その他の委員の意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、1件について集約します。
議案第242号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することとしました。
続きまして、議案第243号から246号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

西森主事 議長。

議 長 西森主事。

西森主事 議案書の6ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件について説明いたします。
議案第243号、転用目的、特定建築条件付土地です。
議案第244号、転用目的、農家分家住宅です。
議案第245号、転用目的、農業用施設（サイロ・作業場・資材置場）です。農振用途変更済みで、やむを得ないものとして追認申請になっています。
議案第246号、転用目的、宅地進入路です。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いします。

議 長 地元委員の意見を求めます。
243号、細江委員。

細江農業委員 234号ですけれども、ちょっと地図を見ていただくと、周りがアパートと住宅に囲まれた土地で、今まで〇〇さんが管理されて、農業はなかなかできないということで、草刈り等で維持してきた土地ですので、ちょうどいい話があったからという感じで見てまいりましたけれども、やむを得ないものと判断します。

議長 それでは、続きまして244号、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 244号の土地ですけれども、この土地は〇〇さんの〇〇に当たる〇〇さん、〇〇さんの農家分家ということで建てるということです。この土地は平成19年に完成した西原の再圃場整備事業の中で、創設換地によって農家分家住宅用地ということで確保されていた農地になります。なるべく早く、そういうことで農家分家が建ち並ぶようにということで整理されていたところの土地でありますので、全く問題ないというふうに思っています。
以上です。

議長 続きまして、245号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 位置図のほうの11ページをちょっと見ていただきたいのですが、そこに軽トラが写真の中で写っていますが、この上にちょっと屋根がかかっていて、ここは養鶏場のほんの一部、面積も286平米ですか、僅かですけれども、ここの部分が農地になっているということで、追認案件であります。そういうことで、やむを得ないと判断してきました。
以上です。

議長 続きまして、246号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 12ページの写真を見ていただきまして、事務局の方と委員の方が立っている奥が〇〇さんという方の家でございます。〇〇さんという方は、後ろ側の右にありまして、それは宅地であります。ただ、〇〇さんもこっちへ住まないということで、家を壊しまして、宅地で売ると言ったのですけれども、道が〇〇さんにつながる道がないということで、駄目だと言われてまして、それで〇〇さんの今、委員が立っているところの土地と囲んである〇〇さんの農地を交換ということでありまして、本人と話してきたのですけれども、そうしないと〇〇さんの売る土地が売れないということになりますので、これは仕方ないかなと見てきました。
以上です。

議長 それでは、現地確認した委員の意見を求めます。御子柴委員。

御子柴農業委員 243号ですが、以前は畑として使用されていたようにですけども、もう既に周りに住宅が建ち、耕作するにはちょっとしづらい状態ということで、やむを得ないと思われます。

それから、244号ですが、〇〇さんは〇〇さんの孫ということで、問題はないと思われます。

それから、245号につきましては、先ほど説明されたように、養鶏場の南側の農地のところに養鶏場施設がもう既に建ってしまっていて、ちょっと原状に戻すのはちょっと難しいのではないかとということで、やむを得ないと見てきました。

それから、246号ですが、以前使用していた道路、今説明されたとおり、隣接する進入路がないということで、交換条件として畑を進入路として使用するというので、致し方ないのではと見てきました。

以上です。

議長 続きまして、全体を通じまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないので、農地法第5条の規定による案件、4件について一括して集約します。

議案第243号から246号について、原案通り承認する農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、議案第247号と248号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程します。

事務局から一括説明を求めます。

西森主事 議長。

議長 西森主事。

西森主事 議案書7ページをお願いいたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第247号、平田にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第248号、水汲にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。

247号、御子柴委員。

御子柴農業委員 ○○さんは、代々の田んぼを引き継ぎまして相続し、また自分で維持管理をちゃんとしてやられているようなので、全く問題はないと考えます。
以上です。

議 長 続きまして、248号、原委員。

原推進委員 ○○さんが耕作する農地となっており、きれいに耕作してありましたので、特に問題はありません。

議 長 全体を通じまして発言を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について、一括して集約します。

議案第247号、248号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することとします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明を求めます。

上條補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項アからオについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長専決により処理いたしました。

総会資料の8ページからご覧ください。

総会資料の8ページから10ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、25件、11ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、1件、12ページから14ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、26件、15ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、16ページから17ページ、農地法第5条の規定による届出の件、9件。

以上となります。

議 長 ただいまの報告について意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりとします。

続きまして、協議事項に入ります。

協議事項、納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について、事務局から説明を求めます。

西森主事 議長。

議長 西森主事。

西森主事 協議事項、納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件について説明いたします。

18ページをお願いいたします。

これは税務署からの依頼により納税猶予を受けている農地について、20年目の免除確定をするため現況調査を行い、その結果を税務署へ報告するものです。

今回は7件、21筆、1万3,475.27平米の調査となりました。ご担当していただきました委員の皆様、ありがとうございました。

調査に基づく農地の利用状況は、表の右側、利用状況欄に記載のとおりです。税務署には現況は全て農地として利用していることが確認できた旨を報告したいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの件につきまして委員から質問等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 質問等ないようですので、事務局説明のとおり承知ください。
農地に関する事項の議事が終了しましたので、ここで暫時休憩とします。
それでは、15時25分議事を再開します。

(休憩)

議長 議事を再開いたします。
休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

初めに、議案第249号 令和7年度農地賃貸借料に関する情報提供についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

木下主任。

木下主任

農業委員会事務局の木下です。

当日配付しました松本市農地賃貸借料情報と令和7年度農地賃貸借料に関する情報提供についてご覧ください。

こちらは農地法第52条と農業委員会等に関する法律第6条に基づきまして、昨年1年間の賃貸借契約のうち、これらを整理したものをホームページ掲載及び窓口で提供することについて協議をお願いするものです。

具体的に公表する情報なんですが、両面のコピーではないものです。本日配られた1枚縦の松本市農地賃貸借料情報を提供することになります。両面に印刷されている19地区のものは、参考程度でご参照ください。

こちらの表は、令和7年1月1日から12月31日までに農地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画によって賃貸借された年間の賃貸借料になります。使用貸借と物納は除外しております。賃貸借を行われた農地10アール当たりの賃貸借料を取りまとめたものです。

昨年度と同様に、田んぼ、畑、樹園地について分けました。

また、平均値から著しく高いような賃貸借料については、平均値を引き上げてしまうため除外しております。

上限は、梓川地区が4万円、それ以外の地区は3万円と設定して、それを超える場合については、除外して算出しています。

また、件数が5件以下のものについては、個人が特定できかねない旨、提供する情報がありませんとさせていただきます。

この一覧表ですが、あくまで目安としてこれを公表したいと考えております。農地の形状や水利等の条件、あと地区や法人によっては使用貸借前提で貸し借りすることもありあります。仮に使用貸借の件数など数字をもっと詳しく知りたいという方があれば、資料としてお出しすることはできるので、お問合せください。

賃貸借料情報の提供については以上になります。

議長

ご苦労さまです。

農業委員会業務に関する関係については、最適化推進委員の皆さんも集約まで参加していただくことになりますので、ご承知おきをお願いいたします。

ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

それでは、上條委員。

上條農業委員

これ、何度も話をしてきましたけれども、ここに松本市の農地の賃貸借料という情報があって、この最低価格というところをずっと見ていったときに、上のほうから1,000円とか1,400円とか3,000円とか2,000円ありますけれども、このところで。

私の管轄は奈良井川より西ですけれども、改良区の賦課金より、これ、下

回っている賃貸借料というのがあるんですよね。それで、松本市としても、この上限、上と下を出すのはいいですけども、実質的に水系を維持していくための水路の維持とか、そこに関する、関係する職員の維持とか、そういったものを維持するのが改良区からの賦課金ですけども、それを下回る中で賃貸をやっているというのは、やはり今後の改良区のほうに関して大きな支障を来すと。もう既にそれを下回る中で、破綻状態にあるというか、そういう相談される場面もあります。

それで、改良区が破綻するとどうなるかというと、もう水が行かなくなる。もう何を言おうが、雨が降らないから水がないじゃなくて、水路の維持とか管理ができなくなるから、この辺のことは、農業委員会というのは松本市の農業を維持する上ですごく大きな役目を負っていますので、少なくとも改良区の賦課金を下回るような賃貸というものは、やっぱり不適切ということをやはり表示してほしいなというふうに思います。

今後のことを考えると、約80年で河西部の水路1,400キロですけども、ハイランドとか、ハイランドじゃない、梓川の管轄だ。これ、千何百億円とかかる。農家の負担だけでもそれだけかかる。だから、借り得にならないように、ちゃんとその辺を農業委員会としても、この最低という部分だけでも指針を、幾らでも協力しますので、出してほしいなというふうに思います。

議 長 河西委員。

河西農業委員 すみません、今の話と全く違うんですけども、これ、ホームページで公開するということですよ。そうしたら農家から具体的に賃貸借料について問合せがあった場合に、農業委員会のホームページを見てくださいというふうに誘導するということは可能だという理解でよろしいでしょうか。

議 長 木下さん

木下主任 そうですね。現在もお問合せいただくことがありますので、農業委員会の窓口、ホームページで公開しているので、そちらのほうを参考にしてくださいという回答の仕方をしております。

河西農業委員 はい、分かりました。

議 長 ちょっと難しいところだね。上條委員から、それぞれ去年も一昨年も同様の経過がありましたけれども、基本的にはそういうことだと思うが、これ、あくまで情報提供ということの中から、去年の実績を抽出した中を皆さんに提供するということだもんですから、客観的数値をここへ具現化したということと、それと、今、上條さんがおっしゃったことをどのようにそれぞれ織り込んでいくかというところの問題だね。

これ、それぞれ今、提供された具現的な文言については、みんなで農地を

守っていかうという趣旨だと思うんですが、そういう趣旨をどういうふう
に農家の皆さんに理解していただくかという今度は方法論的な部分になっ
てくるんですが、何かこれに対して何か皆さんのほうで意見がありました
ら、ちょっとお願いしたいと思いますけれども。

小林委員。

小林農業委員

田んぼではあんまりないかもしれないですけども、畑なんかは実際ゼロ
で、作ってくれというところもあるよね。

それで、岡田の場合、水稻だと水利費と固定資産税は地主が払って、それ
で賃借料を1反歩5,000円ぐらい借りている人が払うもので、それを
水利費はやっぱり作っている人が使うもんだで、そっちのほうに水利費も
含めて賃貸料を決めていくように、借りるほうは安くてもいいけれども、貸
せるほうも、前はある程度、認定農業者だったら3,000円ぐらい補助
があったですね、農政課のほうで。それもなくなっちゃって、全然貸せる
人はもうマイナスで、それで要するに借り手市場だもんで、余計取れない
んだよね。

もう高齢で作れなくて、荒らしちゃうのは忍びないけれども、作ってもら
うにも、マイナスで貸すような状況だから、少なくとも水利費とか、固定
資産税はしょうがないにしても、水利費は借りるほうにやっていくように、
農政課とか。そういう補助のほうも含めてやっていったらどうかというよ
うに思います。1つの意見です。

議 長

今おっしゃったことも、やっぱりこれ、本当は統一すればいいんだけど
も、それもそれぞれの経過もあるし、今の現状もあるし、それだもんで賦
課金を地主で持つのか、借主が持つのか、租税公課はどうするのかという、
ばらばらとか、その条件に応じてそれぞれがやった中での賃料の計算に今
なっているのが現状だもんで、それで我々統一して、しかもこういうふう
に作ってくれという働きかけも今の段階ではできないと思うんだよね。

それで、その客観的な情勢の中でこういうふうな数字を出したんだけど
も、確かにこれから維持するにも、現状だってかかる。それを赤字になる
ような賃借料の中でのことをやっているもんで、これは客観情報として情
報提供すると。それで、その中で、こういうことに対しては、農地を守る、
維持する、またそういうためにこれだけ費用かかるというような別建てで、
そういう訴えかけができるかどうかという、もちろん改良区だけがやるじ
ゃなくて、我々委員会としても、こういうふうに少なくとも梓川水系なり
こんだけがかかりますよ。もちろん東山部だって、それなりにはやっぱり
かかると思うで、そういうものを別建てでこういうふうにやりながら、情
報公開の場で並行して皆さんのほうにこれも情報提供の一環としてやって
いくかどうかということになると思うんだよ。

上條農業委員

そこまで悠長に考えていられるかどうかというくらいに、我々は水のこ
とを専門にね、後で最後のところで話そうと思ったけれども、この間も東京

電力とか、みんなで打合せをして、今年の見通し、去年がどうなっているか、ここ５年間どういう降水量の推移をしているかというのは、皆さんは体感として温暖化が進んでいるという言葉で出てくるわけね。だけれども、実際問題として、降水量はもう７０％ぐらいまで落ちているわけ。これがますます進んでいくという農業の厳しさの中で、限られた水を、ここは西のほうは恵まれているんだけど、東京電力の奈川渡ダムに諏訪湖２杯分の水が入っているわけね。今日ちょっと最後に話す話を今日、今しちゃうけれども、上高地、今年どのくらい雪があるかということ……

議 長 ちょっとごめんなさい、そこの話は後にして、この議案の内容だけ、こういう情報の提供をするということの可否……

上條農業委員 いや、だから、今何で付け加えたかということ、田中会長の今の言っていることは、私はちょっと飛躍過ぎじゃないかということで、皆さんにね、こういう状況だからこういう判断でいいじゃないかと今言っているわけだよ。だけれども、農業委員の皆さんには共有してほしい情報として、雪ないです、７０％しか。２月から暖かくなると。去年３月には暖かくて、みんな解け出しちゃった。去年、あと１週間雨降らなければ、もう完全に奈川渡ダム、番水状態に入らなきゃいけないと、そういう話をしょっちゅうしているわけ。そういうのをやりながら、それで、さっきも山田さんと話したけれども、どうすればいいずらって、こういう話になるわけだよ。

今の状態で大部分の農家が頑張って耕作放棄地にならないようにやってるけれども、根本的な水の問題が確保できないという状況がこれから来るわけだよ。だから、そうなる、もうますます、今度は放り出しちゃってね、この間も大規模農家の倒産というのがあって、記事で。そういうように、もう厳しくなると投げ出しちゃうというのをうんと心配するわけさ。

だから、せめて、細かいことかもしれないけれども、貸借のところはしっかりしてもらって、そのことってというのは、本来の経営をやっていくコストだからね、やっていくところの。今までの慣例もあるという解釈は私は間違っていると思っている。

農業委員会というのは、これからちゃんと松本市の農業が続くために正しいコスト計算をして、農業をやってもらうという、そういう組織でなきゃいけない。改良区も今、それをうんと厳しくやっているわけね。必要なものを必ず総会で説明するというのをやっています。

以上です。

議 長 今、上條さんからそういう発言がありましたけれども、できることとできないことと精いっぱいやることと、それぞれあるもので、我々は今、これは情報提供としてのこの議案については、令和７年度の実績をこういうふうに提供するという案件と、それと後段というか、今、上條委員がおっしゃったことは、やっぱりこれは共有しながらみんなで取り組んでいかなきゃいけないということだと思いますので、そこはやっぱり分けていくと。

我々、議案としては、こういう情報提供が我々の務めでもあり、しかし、この数字だけじゃなくて、そういうことで、金も費用もかかっていくということ、これを通じて知らしめるということが出来る精いっぱいのことだと思ふもので、ここで数字をいじるわけにもいかないという、実績を積み重ねる中の数字だもんでね。それを並行してできる方向があるかどうか。

例えば、これはこれとして、皆さんに情報提供、松本市の農家の皆さんに提供して、それで別々でも何でもいいが、それこそ我々共通として一緒に考えて、今こういう現状だから、これを勘案しながら賃料も考えてくれというような働きかけが精いっぱいと思うんですが、その辺の皆さん意見がありましたら、お願いしたいと思います。

倉科委員。

倉科農業委員

すみません、賃借料の情報については、これはこれで公表するしかないと思いますので、これについては特段意見ないんですけれども、上條委員言われたように、私も過去そういった水利施設の関係の整備やったり、いろいろしてきておりましたし、今現在は農地を借りる側の立場として、賃借料を幾らに設定するかというのは、非常にいつも悩んでいるところです。

それから、やっぱり委員として地元にいると、借りるときに幾らで借りればいいのかという相談をすごく受けるんですけれども、この情報はいつもホームページ見られますから持っていて、こういうのを見せるんですけれども、やっぱり最低価格で借りるということでは、ちょっとうまくないんじゃないかという話はいつもさせてもらっています。

なぜかといえば、やっぱり梓川土地改良区の管内であれば、賦課金このぐらいあるし、固定資産税も1,000円ぐらいにはなるところもあるしというふうなことの中で、そうすると最低限地主さんに払ってあげなきゃいけないのは5,000円ぐらいにはなるよと。それからその上限を決めるのはお互いの中だけれども、土地を持っている人には、もう必然的にそれだけの金額がかかってきて、払わなきゃいけない金額というものがあるから、それは十分考えてねということを言っています。

なので、そのぐらいのレベルの話でもいいんですけれども、それを何らかの形で公表する場、改良区の賦課金なんかは改良区のことですから、農業委員会の立場でどのぐらい情報を出せるかというのは分からないんですけれども、やっぱり借りる側も貸す側も、その辺を承知した上で納得して貸し借りをするというのが大事なと思うものですから、具体的な金額を出す出さないじゃなくて、やっぱりそういった貸せる側に対しても費用負担が発生している部分があるというのを何らかの形で広く周知できることができればいいなというふうに思っています。ちょっと方法はちょっと分かりませんけれども、意見としてです。

質問なんですけれども、この公表日いつになりますか。

木下主任

総会終わりました、来週には上げられると思います。

倉科農業委員 ありがとうございます。

議 長 松田委員。

松田農業委員 今、倉科委員言われたとおりだと思います。情報提供はこれで問題ない。これが生の数字ですので、これは直しようがありませんので、これでいいと思います。

基本的には、各地区ごとでもう皆違うんですよ、状況が。改良区も違うし、それから水利があったりあるんで、中山の場合は農業再生協議会があるんですけども、一応そこで目安価格みたいなのは一応提示はしています。ということは、中山の場合、田んぼは当然土地改良区が絡むものですから、賦課金等々ありますんで、ゼロというわけにもいきませんけれども、畑については、金つけてやるから作ってくださいという、そういう申出なんですよ、実際は。なので、最低のゼロということで、使用貸借権だけ結んでいると。これは水利費かかりませんので、あれですけども。

だから、各地区ごとに上限がみんな違うもので、こういったところで情報提供し合うのはいいんだけども、それを例えぼうちのほうの地区で適用するとか、そんなことは全然関係ありませんので、各地区ごとにそういった情報提供を各農地農地の中で提供していただければいいじゃないかというふうに思いますけれどもね。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 多分こういうことだと思う。それか、極端な話、今のを勘案すると、通常と最高くらいで、最低は外しちゃうかとかね、極端な話をすれば。それで、そこはもう通常はこういうことで賃借料で、最高はこれですよという2つだけでいって、それで今、それぞれ皆さんが発言して、もちろん上條さんが発言してくれた内容について聞かれたときには、今、通常こういうことでやっていますと。また、最高はこの金額ですけども、今こういう状況の中で、これからそれぞれの農地を守っていくには、水路から基盤整備から、いろいろそういうふうにかかるが、少なくとも事情の中でこんなぐらいでやってもらえばどうかというようなことにはなってくるんじゃないかなと思うがね。

それと、さっき言ったように、別建てで、情報提供の中の別ページの中で、今、上條さんとそれぞれ地元でコンタクトを取りながら、通常このぐらいかかっているから、これはご理解くださいというような流れ……

上條農業委員 これに文句を言ったわけじゃないよ。

議 長 了解。そうそう。

上條農業委員 内容について意見を言ったわけであって、誤解しないで。

議 長 それ、了解。
この数字は積み上げてきた数字なので、これに対することはそういうことだと思います。

久保農業委員 その平均額というのは必要じゃないような気がするね、今の意見聞いていると。だって、何をもって平均かって言ったら。それはこうだこうだってさ。最高額と通常額、いいね。平均はやめようよ。

倉科農業委員 平均がないと困ります。

議 長 だで、平均と最高じゃないか。

久保農業委員 いやいや、だって取り上げたやつが10億円もらったやつが1,000万円やって、平均取るといったら、うんと難しいことになっちゃう。平均の意味ないよ、これ。
まあいいや。皆さんやってください。四賀は別だでもいいから。

議 長 まずね、基本的にはそうだが、それぞれ事情がそれぞれ個々によって違うもんでね。

久保農業委員 そうそう。

議 長 グローバルで言うと、そんなことじゃもう生易しくて、こういう、まず人の問題もそうだけれども、農地自体が維持できないということになってくると思うね。

だで、そういうあたりは、我々農業委員会、少なくとも農業委員会の考え方としては、今、この数字は動かすことはできないけれども、その辺の農地を維持とか、水路の関係は、それは共有しながらいくということと思います。

これ、どういうふうに、こういうふうにアップデートするかということの中で、今、私が一案をちょっと示したけれども、一般的と最高額の、少なくとも最低は削られて、これ、実際動く金額は、現状に合って動くだけだもんで、それでどういうふうにこれを参考にして組立てをするかっていえば、それぞれの個々の中の取引の状況だもんで、でも、基本的にはそうですよというようなきれいごとかもしれないが、その辺で落ち着くかな、今のを勘案すればということになると思います。

どうですか、木下さん、そういう今の話の内容を聞いて、事務局、まとめ

方としてはどの辺を考えますか。

木下主任 前提として、先ほど皆さんおっしゃったように、貸せる側の賦課金とか、そういった状況があってこういう額になっているということも踏まえて、そういったものの記載も必要かなと感じました。今後考えたいと思います。

議 長 もちろん借手だけのことを考えれば、安いほうがいいに決まっているもので、そこはやっぱり度外視した中での農地を維持していくというような考え方の中から。
ほかに何かこの機会に発言がありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 そうということというか、今提案申し上げたように、それを通常という表現をするのか、一般的と最高という表現にするのかは別として、少なくとも最低と言うと、極端に小さい1, 000円とか、その辺は客観的数字をお示しする中でいっていくということで、何かそれに対するご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですか。
局長、いいですか、そんなことでまとめて。

清沢局長 はい。今後、表示の仕方とかはまた検討します。

議 長 分かりました。
今、それで事務局との今、すり合わせができましたので、ちょっと内容、この資料は即ホームページには載らない。そういうことで、少なくとも最低は削った中で、平均と言うのか、通常と言うのか分からないけれども、それともう一つ最高とやると、最高と通常の間に入るかもしれないしね。そこで幾ばくか寄与したような感じになります。

それと、農地に、今までのね、いいかどうか分からないが、土地改良区の賦課金あたりの基礎的な数字を事務局のほうへ出してもらって、これはもちろん梓川水系と東山も違うし、それぞれも違ってきますので、全部が出せるかは分からないが、基礎資料とやって、それを皆さんに提示するような形ができたなら、これはまだちょっと確定ではありませんけれども、そういう営みも併せてやっていくというようなことでお願いしたいと思いますが、これについて何か最後に一言あったらお願いします。

倉科さん。

倉科農業委員 今、会長がまとめられたような考えもあるかとは思いますが、私

はこの資料はこのままでいくしかないんじゃないかと思っているほうです。最低限も示すべきじゃないかとは思いますが。

実際に所有者が負担している金額というのは、当然関連はしている話ではありますけれども、これとはちょっと一緒にしないほうがいいのかなというふうには思います。これは単純に市が公表する、市というか、農業委員会が公表するデータに基づいた数字だというふうに整理するしかないんじゃないかなと思います。

議 長

今、倉科委員からそういう発言もありました。第三者が見ればそうだろうね。今までの経過からいっても、そのまま出すんだらうな。

その中で、我々の考え方みたいのはどういう形で表現していくかというところの兼ね合いが、そういう表現の仕方の数字の削る削らないでやるのか、どう、上條委員。

上條農業委員

ちょっと話を聞いていて、ふと思ったんだけど、この農業委員会として、法律に定められていて、このデータというか、これは出さなきゃいけないものに入っているの。入っている。

木下主任

はい。

上條農業委員

ああ、入っている。なら、もうこれでいいんですよ。私が言ったことは違いますから。それは倉科さんと同じ。決まっていることだったら、これは全然出してもらって問題ない。私はそういうことを言ったわけじゃないから、それだけ確認しておいてください。

議 長

情報提供するということは法律の立てつけの中で決まっているけれども、こういう法律の立てつけの中で内容で情報提供するということは決まってないわけだ。だで、その中の幾ばくかそういう思想の中へ入るなら、そういうことも考えられるじゃないかということの中で発言しての内容です。

だで、そこで僕がいろいろこころ変わってもいけないんだけど、そういうことを踏まえた中で、やっぱり王道を行って、この情報提供という項目でやるなら、今までどおりこの最低と最高と通常ということの中でやるしかしょうがない。

上條農業委員

ちなみに、梓川は、関連する受益者に対して全戸配布、その地域の。受益者ばかりじゃなくて、全戸配布で賦課金のことから全部、考え方から、それは毎年出している。

それから、市役所の農政課も、東山部にはたくさん土地改良区あるけれども、その情報は持っているはずだ、賦課金等。ただ、横の連携で入ってきてないと言えばそれまで。農業委員会が求めないから、向こうで止まっているという。持っていないはずがない。

以上です。

- 議 長 ちょっと後段はちょっとまた後でやっていいかい。
 その方法論というか、その内容の意図するところは意図するところで、少しまた詰めさせてもらいますが、行ったり来たりで申し訳ないが、この案件については、従来どおり情報提供としてこの様式で今日決議した内容については公表する、情報提供するということでしたと思います。
- 久保農業委員 一言聞きたい。
- 議 長 はい。
- 久保農業委員 どっちのためのこれ、情報なの。貸すほうのための情報、今、はっきり言って借りるほうの人のための情報なの、どっちかと言えば。
- 議 長 基本的には、松本市の農家のための、農業のための情報です。
- 久保農業委員 農家のためなんですね。はいはい。両方だ。いいです、いいです。
- 議 長 よろしいですか。
- 久保農業委員 はい。
- 議 長 すみません、行ったり来たりで申し訳ないですが、その原案どおり、この議案第249号については、令和7年度農地賃貸借料に関する情報提供ということで、本日配布されたこの資料を情報提供するということで集約したいと思います。それで、後段は少しまたやります。
 それでは、この内容について、原案どおり決定することに賛成の全ての委員の皆さんに伺いますが、全ての皆さん、賛成していただければ挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

- 議 長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
 次に、協議事項に移ります。
 令和7年度利用意向調査結果についてを議題といたします。
 事務局の説明をお願いいたします。
 木下主任。
- 木下主任 総会資料19ページをご覧ください。
 令和7年度利用意向調査結果についてご説明させていただきます。
 昨年度の利用状況調査後、1号の緑区分の所有者、耕作者に対して利用意

向調査を実施しました。回答の結果の報告と今後の対応について協議するものです。

219筆に今後の利用意向調査について回答を依頼したところ、136筆から回答をいただきました。地区別の回答状況は21ページ一覧表、また詳細な回答内容は22ページ以降をご覧ください。

農地法に基づく今後の対応ですが、1番の農地中間管理事業を利用したいという旨の表明があったものは、情報提供しまして、基準に適合するといったようなものは所有者との間で手続が進んでいきます。

2の自ら権利設定移転について行くと表明したもののについては、8月頃事務局で農地台帳を確認しまして、権利設定がどうなったかというところを確認いたします。

3の自ら耕作、管理すると表明したところは、今年の夏のパトロールの際、またご確認していただくこととなります。

また、利用意向調査を送ってから回答がないものですね。今年の5月を経過しても回答がないという農地については、別途農地中間管理機構に情報提供しまして、場合によっては勧告というものに進んでいくものです。こちらは優先的に最適化活動の対象としていただければ幸いです。

また、遊休農地の解消やあっせんの利用関係の調整等、取組を必要に応じてお願いしたいと思います。

今年度のまた利用状況調査なんですが、スケジュールとしては、6月から9月頃農地パトロールを実施したいと思います。また、タブレットの操作方法等は昨年度と同様、研修する機会を設けたいと思います。

以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

委員の皆さんで質問、意見等ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

ないようでありますので、本件についてはご了承いただける皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

委員の皆さんは、本調査結果に基づき、担い手への利用調整や遊休農地の解消指導に努めていただくようお願いいたします。

続いて、報告事項に移ります。

報告事項ア、農業振興委員会委員長及び同副委員長の互選についてを議題

といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

それでは、農業振興委員長及び副委員長の互選について説明いたします。

資料の28ページをご覧ください。

前農業振興委員長であった柳澤委員が逝去されたことに伴い、委員長が欠けているため、改めて互選をお願いするものです。

専門委員会設置規程第6条第1項の規定では、各専門委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定めることとなっています。

なお、規定では、委員長が欠けた場合は副委員長が職務を代理することとされていますが、任期がまだ1年以上残っていることから、今後の円滑な運営のため、委員長及び副委員長を互選をしていただきたいと思います。

この後、互選会を開催したいと思います。会場につきましては、本庁舎4階の第2応接室を用意しますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

ただいま事務局の説明に対しましてご意見やご質問ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、事務局説明のとおり、農業振興委員会の皆さんは第2応接室において委員長と副委員長の互選を行っていただきます。

なお、互選会を円滑にするため、互選管理人と書記は職員の中から指名しますが、これについて異議はございませんか。

[異議なし]

議 長

異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

管理人に草田係長を、書記に木下主任を指名します。

これより第2応接室に移動して、委員長と副委員長を互選してください。

互選会開催のため暫時休憩いたします。

(休 憩)

議 長

お待たせしました。議事を再開いたします。

互選結果について、互選管理人から報告をお願いいたします。

草田係長。

草田係長 農業振興委員長及び副委員長の選出につき、農業振興委員会で互選した結果、委員長には矢嶋壽司委員を、副委員長には塩原俊昭委員を選出することになりました。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま互選管理人から報告がありました。
報告のとおりでございます。ご承知おきを願います。
それでは、委員長、副委員長をご紹介するわけですが、委員長、インフルエンザということで本日欠席しておりますので、それでは副委員長に選出されました塩原俊昭委員、ご起立をお願いします。

塩原（俊）農業委員 今、振興委員の副ということで選出されました和田の塩原俊昭です。矢嶋委員、今日インフルエンザで欠席ということでしたけれども、矢嶋委員、経験豊富な方ですので、矢嶋委員を補佐しながら、精いっぱい務めてまいりたいと思いますが、何分にも力足らずでありますので、皆様のご協力をひとつよろしくお願いいたします。
どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

議長 よろしく申し上げます。
最後に、報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 それでは、29ページをお願いします。
主要会務報告です。
1月6日、JAあづみ年始の会に会長が出席をいたしました。
13日午後、議会事務局から依頼のあった南部ブロックのヒアリングが実施されました。同様に、14日午前中に北東部ブロック、午後に河西部ブロック、15日午前中に西部でヒアリングが行われました。出席された委員の皆様、ご多忙のところ出席いただき、ありがとうございました。
23日、農地転用現地視察に矢嶋委員と御子柴委員に対応をしていただきました。
本日午前中、松本市議会経済懇談会に会長に出席をしていただきました。
この後、午後6時からバーデンバーデンで新年会がありますので、よろしくお願いいたします。
次のページ、30ページ、当面の予定です。
2月9日、松本市農業再生協議会総会及び松本市農業振興地域整備促進等協議会に役員の方が出席の予定です。役員の方は委員長までの4名の方が出席の対象になっています。
10日、農業会議正副会長会議に会長が出席予定です。
13日、農業会議の定時理事会に会長が出席予定です。

17日、農業活性化推進研修会が13時30分から豊科公民館で開催されます。各自直接会場までお越しください。

20日、農地転用現地調査は、塩原秀俊委員と細江委員です。よろしくお願いします。

同日、役員会が開催されますので、役員の方は出席をお願いします。

27日、2月の総会ですが、会場が松南地区公民館、なんなんひろばになりますので、会場をお間違えないようご注意ください。駐車場等につきましては、2月の総会資料に同封する予定ですので、またよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました。
発言のある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを
お願いいたします。
以上で報告事項は終了しました。
続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。
丸山さん。

丸山主事 農業委員会事務局の丸山です。
全国農業新聞の購読料について連絡いたします。
令和8年1月9日付の全国農業新聞で全国農業会議所よりお知らせがあり
ましたが、今年4月から購読料が月額700円から900円に改定されま
す。物価高騰や印刷費、発送費などの上昇及び新聞事業を持続的かつ安定
的に実施するための値上げということなので、ご承知おきいただき、引き
続き購読いただきますようお願いいたします。
以上です。

草田係長 続いて、事務連絡です。
本日、松本農業農村支援センターの山戸主査が欠席ですので、資料は各自
ご確認をお願いいたします。
この後、新年会となります。開始は6時です。会場はバーデンバーデンの
2階になります。会場のオープンの時間が5時半です。それまで入場がで
きませんので、しばらくお待ちいただくような形になりますので、お願い
します。
事務局は席札の準備などを行うため少し前に行っていますが、皆様は6時
少し前ぐらいに入店されますようお願いいたします。
本日配付した追加資料は、各地区でお持ち帰りいただけると助かります。
事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置

いてお帰りください。

駐車場の無料処理化が必要な方は対応をお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、言い残した上條信太郎委員にもう少しお話をさせていただきます。

上條農業委員

恒例でありますけれども、私が今、梓川土地改良区で掌握している
1月27日現在の上高地のほうの状態をここで報告いたします。

その前に、皆さん方も承知していると思いますけれども、もう四国とかあっちのほうは、もう既に水がないとか、首都圏の水がめの相模湖が、あっちのほうももう本当に水がないという状況で、優先的には飲料水、あっちのほう優先されると思いますけれども、本当に農業が心配な状況になっています。

長野県内では、天竜川の下流ですね、ここでもう70%の取水制限になるというふうにもなっております。

それで、梓川水系は、今、奈川渡のダム、奈川渡の3つのダムに、先ほどお話しましたように、諏訪湖2杯分の水をためることができます。そして、その上に北アルプスに雪の形で自然のダムが形成されるということですが、今年は何か寒いと思っていますよね。平年この時期、山から毎秒11トンの水が出ているんですけれども、今年は12トン出ています。これは山のほうが案外暖かいという意味で、山の雪が早く溶けてしまうということでもあります。溶けた水を全部奈川渡ダムはためているわけにはいきませんので、その結果が今どうなっているかというと、貯水率は平年比で見ていった場合に94.9%、貯水率としては87.1%と、こういうふうになっているんですね。全てが去年より一段と悪い状況になっています。

それから、山に、上高地に雪がどのくらいあるかというと、昨年対比で見ると74%、平年対比で78%、深さは71センチしかありません、上高地にですね。

そういうことで、ここのところいろいろな関係機関と改良区に集まってもらって、これの対策協議をしておりますけれども、この間、農水の人たちも来られたときに話したんですけれども、中長期的に見ていったときに、松本平の今の現状でのいろいろな作物の作付が維持できるか大変心配だというお話が出てきたのも事実であります。私もそうと思っています。

それから、温暖化の中で、隣に二村さんいますけれども、リンゴ等果樹のある程度の低温があつてこそ色がつくというようなものが、味がのるというものが今後難しくなるかもしれないと。その元に水がありましたので、大変心配している。我々も全力を挙げて1年間水が絶えることのないように供給したいと思いますが、東山の人たちの状況をうんと心配しています。本当に東山のほうには自然のダムはありますけれども、自然の貯水ダムとしての山はありますけれども、人工的なダムがありませんので、今年本当に心配していますので、何か工夫して、作物の植付けとか時期と

か、いろいろなものを工夫して、ここのところを事前に回避措置を取れるということであれば、私のこの今の情報を参考にさせていただきたいと。

ともかく雨が適度に降ってくれることを祈るばかりであります。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

東山方面どうですか。そういう、別にあれですか。はい、分かりました。

あと有害鳥、今どうなっているね。

久保さん。

久保農業委員

相変わらずです。鹿の天国です。

議 長

鹿の天国。それしかない。

奥原さん、どうですか。こっちの山。同じ。

奥原農業委員

猿の群れが大きくなった。

議 長

猿の群れが大きくなった。

奥原農業委員

大きくなった。今までは30くらいでしたが、今、この間うちの裏に行ってそれを数えたら50。真っ黒です、畑が。そんな状況で、鹿もこの冬何頭か捕ったんですが、熊より鹿のほうが多いです。12月の終わり頃に熊も出ていました。そんな状況です。

久保農業委員

つい去年の10月ぐらいで四賀の鹿のあれが頭打ちになっちゃった。要するに補助金がね。1万5,000円のやつが。その後どうするかと言いながら捕っているようですが、お金頂けないで。よく言うじゃないですか。補正予算か何かでも増やしてもらわないとね、本当は。お願いします。

議 長

本当にこの前の意見書の中でも、部長、ああいうことやって把握するって、あれをできれば取るという話だもんで、今日も新年会に見えるもんで、そこはまた酔った席じゃなくて、しらふでも言って。

久保農業委員

私はよく言えないから、2人に頼みます。

議 長

だから、鹿も同じことだよ、この前の鹿の話も。

中川農業委員

そうですね、去年12月かに里山辺でシンポジウムというのがありました。山辺に一体何頭鹿がいるのかと言ったら、山辺の人口より多いということ、推定でということです。

そんなんで、私もブドウ園で毎日仕事していますけれども、鹿のふんだらけですね。

だけれども、去年の意見書でいろいろありましたけれども、そのシンポジウムで、農業者だけじゃない人もそこそこ参加されていたんですね。だから、地域の中でこれから鹿どうしていくべというようなところが、みんな考えていこうというところが地域としてだんだん芽生えてきたのかな、そんな思いでいます、山辺はね。

議長

ありがとうございました。

それぞれ今苦労されているところをお聞きしましたけれども、ほかに何かこれに関して何かありますか。

ということは、先ほど申し上げたとおり、部長は、それぞれ農業委員の皆さんの現状、農業委員会としての現状まで把握するとおっしゃっていますので、その辺もやはり市民だってお互いに自助だけじゃもう限界だから、その辺のこともまたしていきます。よろしいですかね。

当面のJAの流れをちょっと聞いてみますかね。

古畑さんと二村さん、今、JAは今、何をやって何をしようかということをやっとお願いします。

古畑農業委員

先日、農地の関係のですね、松本市から出ました地域計画についてのアンケートが回ってきましたけれども、ハイランドとしても、それに伴いまして、情報を共有する中で進めていくということでもあります。

ほかに何かあったかな。取りあえず、思い出したら、また何か言います。

二村農業委員

それでは、JAあづみのほうから一言お話しさせていただきますが、私、理事を辞めさせていただいて、農業委員は組織推薦ということで来させていただいているんですが、去年のお米の高値とリンゴも高値だったんです。もう組合長から専務から常務が、すごいもう農業者の収入を増やすということを、やっぱり私たちのときもそうだったんですが、そう言っても、なかなか増やせるものじゃなかったんですが、去年は本当に増えて、本当に10億円って目指していたんですが、9億円も行かないくらいだったのに、10億円突破したということで、本当にいろいろよかったんだなというふうに思っています。

それで、一番の今問題は、やっぱり中山間地の、倉科委員のほうは、下側のほうは、やっぱり大型の農家の方がきちんとしていていいんですけども、中山間地の農業は本当に困っていて、松本は特に50歳以上でも里親制度みたいな形でいろいろ補助していただいて今やっているんで、少しでも荒廃地にならないように、それって農協のほうでも一生懸命働いてくださるし、それで地域の人たちもみんなで一生懸命荒廃地にならないようにはしてはいます。

ただ、本当にこれから5年後は、私よりも10歳くらい上の人たちがすごい頑張っていて、その人たちができなくなったときにどうするかというのを今本当に頭を抱えていて、やっぱりリンゴは、リンゴあるところはリンゴを作りたいってみんな思っているんで、今そのところを農協の人たち

とも一緒にどうやっていくかというのが一番の課題でやっている、そんなところですよ。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

すみません、山田さんと村山さん、一言ずつ言って、この段落を締めます。

山田農業委員

上條委員から水がないということで、私も、うちもちょっと水田農家なものですから、ちょっとこれは大変なことだなと。

それと、水利費とか改良区に支払っているお金は、貸している側が負担して、借りている側は本当に年貢をお支払いしているだけなんですけれども、また借りるときは、さらに貸している方は、その水利費をこのうち払っているんだということを息子たちに、下のジュニアとか息子たちにも伝えて、これからちょっと経営していかなきゃいけないかな。息子はそういうことは知らないんですよ。だから、そういうこともきちんと話をして、貸借の契約をするときは、こういうことでもって皆さん水利費を支払っているんだよということは伝えていきたいと思います。

村山農業委員

すみません、私、本当に何か分からなくて、いろいろなことを勉強したいなと思いながら、結構頭へは入っています。でも、なかなか口から言うことができなくて、ただ、今日言いたかったのは、二村さんがこの間信毎に出てきていて、お正月の。とってもかわいく写っていて、何かうれしいなと思って見ていました。いろいろよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。失礼しました。ご無礼申し上げました。ご協力感謝します。

その他全体を通じまして何かこの機会にありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 1 2 番

議事録署名人 1 4 番
